

「浄化槽」を設置している皆さんへ

点検・清掃・検査は法律で義務付けられています!

浄化槽(合併処理浄化槽)は、トイレや台所、洗濯、風呂などの汚水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設です。誤った使い方をしたり、日頃から維持管理が行われなかつたりすると、放流水の水質悪化や悪臭の原因となる場合があります。

微生物が働きやすい環境を保つように適切な維持管理を行うことが大切で、保守点検、清掃、法定検査を定期的に実施することが浄化槽法で義務付けられています。

問合先 下水道課下水道管理グループ(☎97-0628)

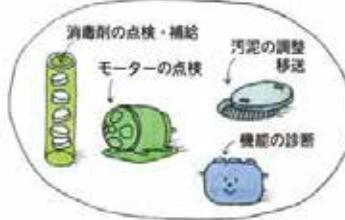
1 保守点検

浄化槽の機能を良好な状態で維持できるように、汚泥(微生物)や機器の点検、調整などを行います(家庭用では年に3回~4回)。

詳しくは、浄化槽保守点検業の登録業者にお問い合わせください。

保守点検業者についての問合先

鈴鹿地域防災総合事務所環境室環境課(☎059-382-8675)



2 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥等の引き抜きと機器類の洗浄などを行います(年に1回、全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上)。清掃を行わないと、汚泥などが排水と一緒に流れ出し、し尿をそのまま放流するのと同じ結果になります。

浄化槽の清掃は、住所地や設置所在地に応じて、各地域の担当許可業者に依頼してください。

担当許可業者についての問合先

環境課廃棄物対策グループ(☎82-8081)



3 法定検査

保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを総合的に判断するため、浄化槽法では年に1回、県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けることが義務付けられています。

受検していない場合は県知事から指導・助言や勧告、命令を受けることがあります。命令に従わなければ過料が課せられます。

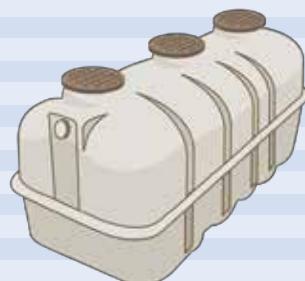
法定検査についての問合先

(一財)三重県水質検査センター(☎059-213-0707)



「合併処理浄化槽」設置費用の一部を補助します

単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している家庭からは、台所や風呂などから生活雑排水が未処理のまま流されるため、水環境の汚染原因となっています。単独処理浄化槽を使用している家庭の水質汚濁量は、合併処理浄化槽を使用している家庭の8倍あるとされています。市では、水環境を守るためにも合併処理浄化槽への転換を勧めています。



<単独処理浄化槽・汲み取り便槽からの転換補助金>

浄化槽によってのみし尿・生活雑排水を処理することが可能な区域または下水道事業の基本計画区域内の未認可区域で、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費用、単独処理浄化槽の撤去や配管工事にかかる費用の一部を補助します。

※補助対象区域、補助金額、申請方法など詳しくは、下水道課下水道管理グループへお問い合わせください。